



○第3号被保険者の手続

—社会保険—

○被扶養者認定の改正

—社会保険 R7.10.1—

○標準報酬を決めなおす算定基礎届

—社会保険—

○育児期の新たな働き方の実施<就業規則の改正>

—R7.10.1 施行—

給与台帳・個人明細のデジタル化！

ペーパーレスの給与台帳は管理が簡単です。
個人の給与明細はご自分のスマートフォンで確認できます。
便利で安心！！



9月カレンダー

15日（祝） 敬老の日

23日（祝） 秋分の日

